

平成27年6月30日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
会長 森 公 高

今般の日本年金機構における個人情報流出事案
を踏まえた金融庁からの要請について

平成27年6月5日付けで、金融庁から別紙のとおり標記の要請がありましたので、お知らせいたします。

金融庁の要請文にあるとおり、個人情報は、個人情報を扱う全ての事業者等にとって極めて重要な義務として、適正な取り扱いが求められているところです。

会員各位におかれては、これまでも情報セキュリティ管理及びサイバーセキュリティ管理の取組みを進めてきていることと存じますが、公認会計士・監査法人等における情報管理の重要性に鑑み、改めて、情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティ管理態勢を点検しつつ、通信記録（ログ）の取得・分析等を通じた情報漏えいの検知を含め、個人情報を含む重要情報の適正な管理を行うようお願いいたします。

以 上

金総第 3845 号
平成 27 年 6 月 5 日

日本公認会計士協会
会長 森 公高 殿

金融庁総括審議官 三井 秀範



今般の日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえた要請

本年 6 月 1 日、日本年金機構において、職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、保有している個人情報の一部が外部に流出したことについて、公表がありました。

貴協会及び会員各位におかれては、その業務の性質上、個人情報を含む多数の重要情報を取り扱われていることと存じます。個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報を取り扱う全ての事業者等にとって極めて重要な義務として、適正な取扱いが求められています。

これまでも情報セキュリティ管理及びサイバーセキュリティ管理の取組を進めてきて頂いているものと承知しておりますが、公認会計士・監査法人等における情報管理の重要性に鑑み、貴協会におかれては、改めて、会員に対し、情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティ管理態勢を点検しつつ、通信記録（ログ）の取得・分析等を通じた情報漏えいの検知を含め、個人情報を含む重要情報の適正な管理を行っていただくよう周知徹底をお願いします。同様に、貴協会におかれても、個人情報を含む重要情報の適正な管理を行っていただくようお願いいたします。